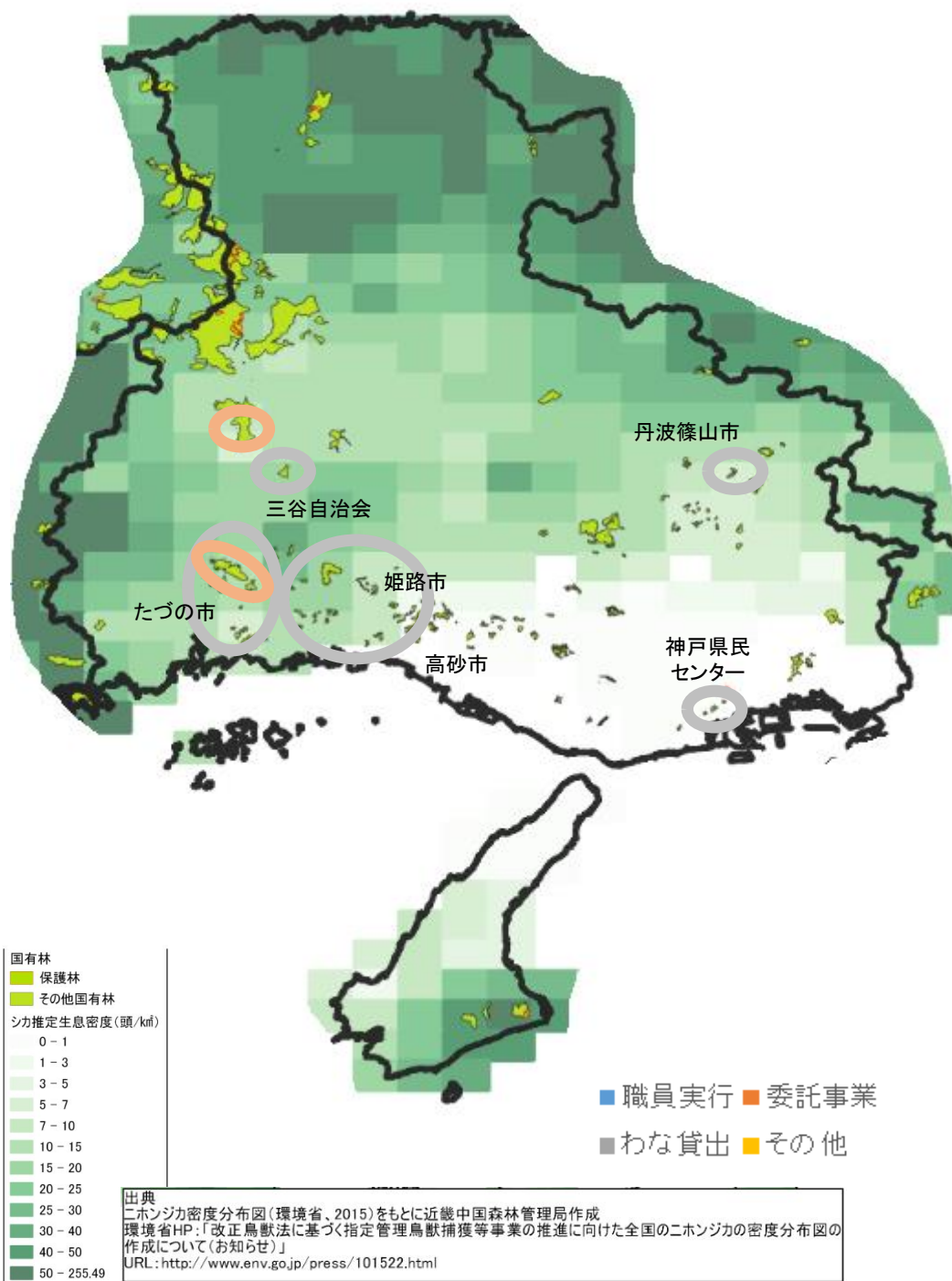


シカ密度分布図

兵庫森林管理署

管内の状況(R6年6月時点)



・管内の状況(推計生息数、生息密度、被害状況、捕獲状況等)

2019年度時点で発表された兵庫県内のシカの推定生息数は99,703頭であり、生息密度は1.21~1.68頭/km²、捕獲状況は37,675頭となっており、2010年度のピーク時より減少傾向にあるが、依然として農林業への被害は多く見られる。*1.*2.

・被害状況

宍粟市では依然としてシカの生息密度が高く、シカの食害による被害が多く見られ、姫路市・たつの市等の国有林から農地へ侵入するシカが多く農作物の被害も発生しており対策の要請がある。

・取組状況

河原山国有林(宍粟市)、鷗籠山国有林外(たつの市)にてシカ捕獲事業を委託している。

本谷国有林(宍粟市)では三谷地区自治会との「宍粟市三谷地域におけるシカ被害対策推進協定書」を締結しシカ捕獲を行っている。

兵庫県神戸県民センター・たつの市・高砂市・丹波篠山市・姫路市と「有害鳥獣駆除に係る協定」を締結し、各自治体が国有林内でシカ捕獲等を実施している。

・成果

R5年度の捕獲頭数は、委託事業で103頭、三谷自治会で11頭、協定先で6頭、県指定管理鳥獣捕獲等事業で42頭であった。

・課題

宍粟市内でのシカ捕獲事業は狩猟期以外は実施できていない。

引用文献

*1. 第2期ニホンジカ管理計画(兵庫県 2020)

*2. 兵庫県におけるニホンジカ管理の現状と成果(兵庫県森林動物研究センター 2019)

協定

協定相手方	締結時期	開始年度	協定期間	更新の有無	更新期間	協定の主な内容	捕獲実績
兵庫県神戸県民センター	H25.2.27	H24	R6.4.1～R9.3.31	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	防護柵の設置、維持管理、効果等の検証	無
丹波篠山市	R4.4.18	H27	R4.4.18～R7.3.31 (3年)	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	捕獲場所の提供(檻等)	有
高砂市	R3.2.10	H29	R6.4.1～R9.3.31	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	捕獲場所の提供(箱わな等)	無
たつの市	R6.6.28	H26	R6.6.28～R7.3.31	有	意思表示がない場合、毎年自動更新	捕獲場所・残渣処理場所の提供、わな等貸出、防護柵設置	有
宍粟市三谷自治会	R4.4.1	H29	R4.4.1～R5.3.31 (最長4年延長)	有	R8年度まで自動更新	捕獲場所の提供(箱わな)、わな等貸出、林道ゲートの鍵の貸与	有
姫路市	R3.9.6	R3	R6.4.1～R7.3.31	有	乙から申し出があり、甲がこれを認める場合	捕獲場所の提供(箱わな、くりわな)	無

※R6.6.28付でたつの市の2協定を統合

協議会

参画協議会等の名称	主な構成機関	協議会等の主催者 (中心)
たつの市獣害防止対策協議会	たつの市 兵庫森林管理署 兵庫県光都農林振興事務所 たつの森林組合 猟友会たつの支部・揖龍支部 マタギの会 自治会長 農会長 兵庫県森林動物研究センター	たつの市
宍粟市鳥獣被害防止対策協議会	宍粟市 猟友会宍粟市部 自治会長会 農会長会 兵庫西農業協同組合 ハリマ農業協同組合 兵庫県光都農林振興事務所 兵庫県森林動物研究センター	宍粟市

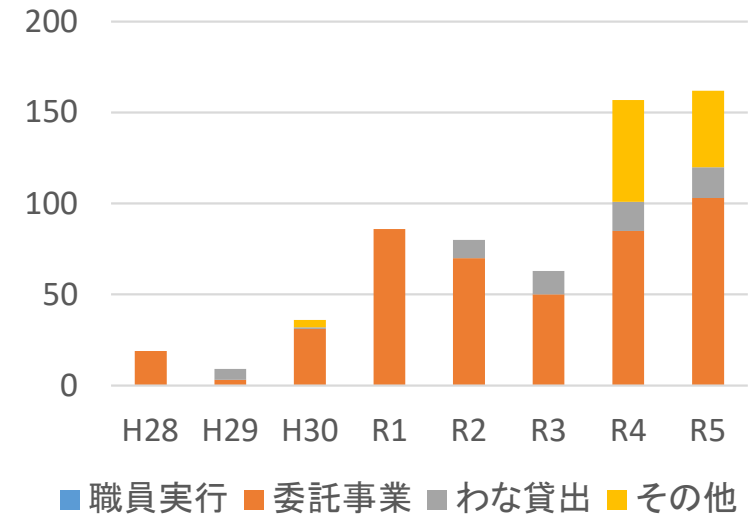
捕獲頭数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員実行								
委託事業	19	3	31	86	70	50	85	103
わな貸出		6	1		10	13	16	17
その他			4				56	42
計(イノシシ)	19	9	36	86(1)	80	63(21)	157(10)	162(5)

※R4,5その他は、県の指定管理鳥獣捕獲等事業

委託事業

		R3	R4	R5
鶏籠山外	目標(捕獲頭数)	70(50)	50(40)	60(59)
河原山	目標(捕獲頭数)	—	50(45)	50(44)



協定等

捕獲頭数	R1	R2	R3	R4	R5
丹波篠山市			3	5	6
高砂市					(3)
たつの市(伝城山)			(11)		
たつの市(野田山西)					
三谷自治会		10	10(10)	11(10)	11(2)
姫路市	—	—			
県指定管理事業				56	42

※()はイノシシ

MEMO

- ・宍粟市内での捕獲について、R5年度同様に委託事業を実施。あわせて宍粟市を通じて有害捕獲での連携を模索する。
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業について、国有林内の実績を把握。

その他

- ・事業量が多く、シカ被害の激しい宍粟市内での取組が課題。
R5年度は宍粟市と調整し、狩猟期間内の短期間であるが河原山で捕獲委託事業を実施。
- ・R5年度県が北部で実施している指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲実績を確認した。
- ・R5年度、県が鳥取県境において広域捕獲事業を実施。(シカ169頭:わな132頭、銃猟37頭)

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

(3) 現状

ア 分布域

本州部では、瀬戸内海沿岸の都市部を除く県下の広範な地域に生息し、京都府・大阪府・岡山県・鳥取県とも連続して分布している。分布の中心は但馬及び西播磨地域にあるが、近年の人里周辺の環境変化や積雪量の減少、植生状況の変化、捕獲対策の遅れ等様々な要因により、南北に拡散しており、神戸、阪神地域や日本海側の海岸部にも分布の拡大が見られる。

淡路地域では、主に南部の地域（論鶴羽山系）を中心に生息しているが北部にも分布が拡大しつつある（資料編 P5, 図5）。

イ 生息状況

第3期シカ管理計画策定時の推定生息数（令和2年度末）は下表のとおりである。また、令和2年度までのシカの密度指標の推移（資料編 P6～7, 図7～10）のうち、SPUE について見ると本州部、淡路地域とも、捕獲数の拡大を図った平成22年度をピークに減少に転じているものの、減少は鈍化しており、平成29年度以降は増加傾向に転じている。

SPUE	1.54
推定生息数（95%信用区間）	158,798頭（118,019～258,908頭）
推定増加率（95%信用区間）	23.7%（13.4～34.1%）
推定増加数（95%信用区間）	39,218頭（28,649～51,405頭）

【個体数管理の考え方4】

研究センターにおける調査研究によって、シカ生息密度とスギ被害程度の関係から、SPUEが1.0未満になると食害程度「軽微」となる箇所の割合が約7割程度となり、SPUEが0.5未満になると食害程度「軽微」箇所の割合が約8割以上を占めることを踏まえ、SPUEを基準とする個体数管理を行う。

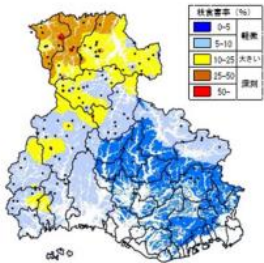


図-5 スギ被害の発生状況 (R2) 【単位：%】

表-2 スギ被害程度とSPUEの関係

SPUE	被害程度		
	軽微	大きい	深刻
2.0未満	≥ 55.5	< 18.7	< 25.8
1.0未満	≥ 75.2	< 12.3	< 12.5
0.5未満	≥ 82.5	< 9.0	< 8.4

※スギ等枝食害率調査において、調査対象枝数に対する食害を受けた枝数の割合を食害率と定義。「深刻」は食害率25%、「大きい」は食害率10～25%、「軽微」は食害率10未満の被害。

2 現況

本県のシカ生息数は、平成22年度の捕獲前に個体数推定の中央値で約23万6千頭に達していたと推測されるが、平成22年度以降強化した捕獲拡大により、平成30年度の捕獲前には約19万2千頭まで減少したと推測され、SPUE※1もピーク時の2.05から平成29年度には1.26まで減少した。

しかし、平成29年度末から令和2年度末にかけては捕獲数の伸び悩みを受け、SPUEが0.28頭/人日増加し、令和2年度の捕獲前の推定生息数も約20万4千頭まで増加、捕獲後においても約15万9千頭に留まっている。

これはシカの分布拡大により、森林面積が多く捕獲体制が整っていない地域で、増加数に捕獲数が追いついていないこと、生息密度の低下により捕獲効率が悪くなった地域で、捕獲数が伸び悩んだこと等が原因と考えられる。

下記に令和2年度までの捕獲頭数、SPUE、CPUE※2、糞塊密度※3の実績等をもとにした推定生息数の推移(図-1)、およびSPUEの推移(図-2)を示す。

- ※1 SPUE：シカの密度指標。銃猟における1人の狩猟者が1日に目撃したシカ頭数の平均値
- ※2 CPUE：シカの密度指標。わな猟におけるわな設置日数あたりのシカの捕獲数平均値
- ※3 糞塊密度：シカの密度指標。1kmあたりのシカ糞塊数の平均値

各年度の推定頭数の捕獲前は年度当初、捕獲後は年度末の数値
(例)R2年度の場合
捕獲前：R2.4.1の頭数
捕獲後：R3.3.31の頭数

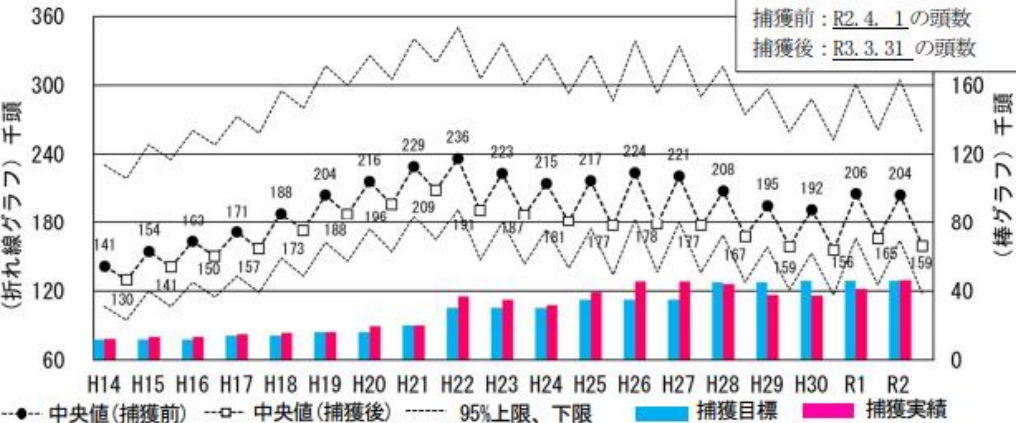


図-1 推定生息数の推移 注：年度内増減は捕獲前と捕獲後の差

表-2 管理ユニット区分

区分	SPUE 現状値 (令和2年度)	SPUE 目標値 (令和8年度)	備考
ユニット4 (緊急捕獲市町)	2.0以上	2.0未満	前計画期間中(H29~R3)の個体数が明らかに増加傾向の市町
ユニット3 (捕獲重点化市町①)	1.5以上	1.5未満	SPUE1.5以上かつユニット4に該当しない市町
ユニット2 (捕獲重点化市町②)	1.0以上	1.0未満	SPUE1.0以上かつユニット3~4に該当しない市町
ユニット1 (要注意市町)	1.0未満	現状維持 (令和2年度以下の数値)	シカが生息し、ユニット2~4に該当しない市町

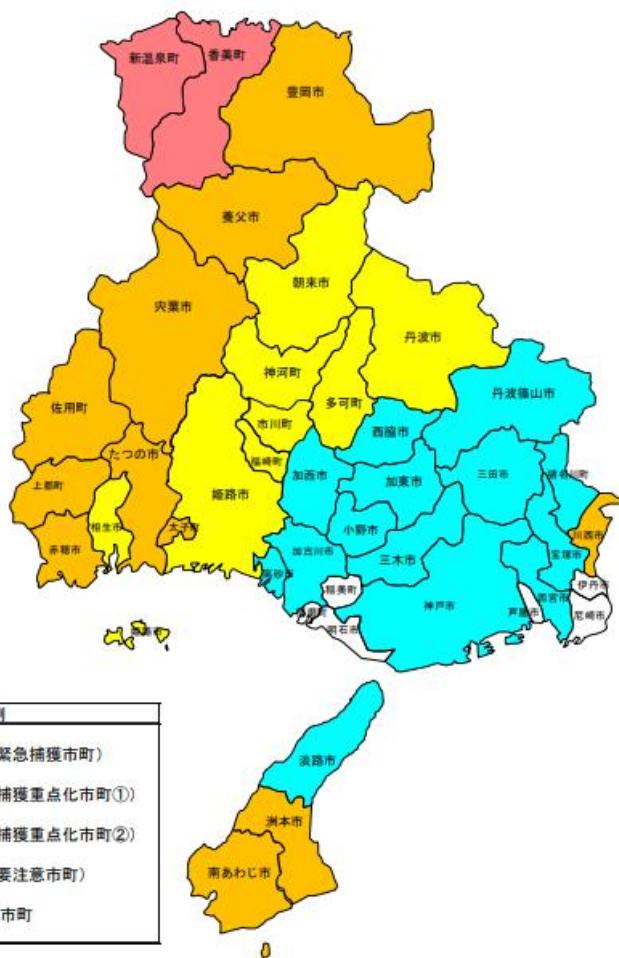


図-5 管理ユニット配置図

令和2年度は全県で46,186頭が捕獲され、捕獲目標4万6千頭を達成したが、市町別に見ると目標未達成市町が16市町あり、4,578頭の捕獲不足が発生している。また、市町が被害防止目的で行う有害捕獲の構成比は全県で47%であるが、市町別に見ると有害捕獲の割合が低い市町が見られる。

表-1 令和2年度市町別シカ捕獲実績

【単位：頭】

県民局 (センター)	市町	R2捕獲実績 (A)				R2捕獲 目標 (B)	目標 達成率 (A/B)	差 (A-B)		
		有害 注1	狩猟		合計			上積 捕獲数	不足 捕獲数	
			構成比	構成比						
神戸	神戸市	47	82%	10	18%	57	57	100%	0	0
阪神	尼崎市	0	-	0	-	0	0	-	0	0
	西宮市	0	0%	8	100%	8	0	-	8	0
	芦屋市	0	-	0	-	0	0	-	0	0
	伊丹市	0	-	0	-	0	0	-	0	0
	宝塚市	58	66%	30	34%	88	117	75%	0	▲ 29
	川西市	66	48%	71	52%	137	132	104%	5	0
	三田市	162	24%	525	76%	687	391	176%	296	0
	猪名川町	86	12%	644	88%	730	281	260%	449	0
東播磨	明石市	0	-	0	-	0	0	-	0	0
	加古川市	4	67%	2	33%	6	21	29%	0	▲ 15
	高砂市	0	-	0	-	0	0	-	0	0
	稲美町	0	-	0	-	0	0	-	0	0
	播磨町	0	-	0	-	0	0	-	0	0
北播磨	西脇市	233	44%	291	56%	524	480	109%	44	0
	三木市	3	100%	0	0%	3	5	60%	0	▲ 2
	小野市	0	-	0	-	0	76	0%	0	▲ 76
	加西市	72	21%	276	79%	348	353	99%	0	▲ 5
	加東市	8	35%	15	65%	23	65	35%	0	▲ 42
	多可町	310	30%	709	70%	1,019	944	108%	75	0
中播磨	姫路市	1,010	34%	1,959	66%	2,969	2,344	127%	625	0
	神河町	174	25%	521	75%	695	1,137	61%	0	▲ 442
	市川町	117	43%	157	57%	274	597	46%	0	▲ 323
	福崎町	65	22%	227	78%	292	148	197%	144	0
西播磨	相生市	244	58%	179	42%	423	490	86%	0	▲ 67
	たつの市	662	45%	811	55%	1,473	1,473	100%	0	0
	赤穂市	386	37%	654	63%	1,040	974	107%	66	0
	宍粟市	1,297	33%	2,645	67%	3,942	5,849	67%	0	▲ 1,907
	太子町	117	81%	27	19%	144	0	-	144	0
	上郡町	143	14%	915	86%	1,058	1,070	99%	0	▲ 12
	佐用町	1,171	39%	1,822	61%	2,993	2,530	118%	463	0
	豊岡市	5,090	67%	2,479	33%	7,569	6,246	121%	1,323	0
但馬	香美町	2,255	56%	1,760	44%	4,015	4,681	86%	0	▲ 666
	新温泉町	1,258	59%	880	41%	2,138	2,053	104%	85	0
	養父市	2,625	64%	1,478	36%	4,103	3,818	107%	285	0
	朝来市	1,453	73%	551	27%	2,004	2,482	81%	0	▲ 478
丹波	丹波篠山市	791	43%	1,050	57%	1,841	1,494	123%	347	0
	丹波市	385	15%	2,100	85%	2,485	2,681	93%	0	▲ 196
淡路	洲本市	597	50%	590	50%	1,187	799	149%	388	0
	南あわじ市	610	32%	1,301	68%	1,911	2,224	86%	0	▲ 313
	淡路市	0	-	0	-	0	5	0%	0	▲ 5
合計		21,499	47%	24,687	53%	46,186	46,017	100%	4,747	▲ 4,578

注1:「有害」は市町が農林業被害防止を目的として行う捕獲の実績等

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（別紙地図参照）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
氷ノ山鳥獣保護区の一部（大屋横行溪谷周辺区域）	養父市大久保から養父市と宍粟市との境界に至る区域で、メッシュ番号 063、073、074、080、081 に該当する区域	当該区域の高標高域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	氷ノ山鳥獣保護区、氷ノ山後山那岐山国定公園、国有林、養父市鳥獣被害防止計画 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法
三川山周辺区域	香美町耀山から香美町隼人 に至る区域で、メッシュ番号 016、023、024、032、033、044、055 に該当する区域	当該区域の高標高域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	国有林、香美町有害鳥獣被害防止計画 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法
香住浜坂沿岸区域	新温泉町田井から香美町相谷に至る区域で、メッシュ番号 004、005、006、008 に該当する区域	当該区域の沿岸区域では捕獲困難地が多く、十分な捕獲が行われていないため、生息数が過密となっており、希少種への食害や下層植生等への食害等、深刻な森林生態系被害が発生している。	但馬海岸中部鳥獣保護区、山陰海岸国立公園、香美町有害鳥獣被害防止計画、新温泉町被害防止計画、 鳥獣保護管理法、自然公園法、森林法

別紙：事業実施区域（全域）

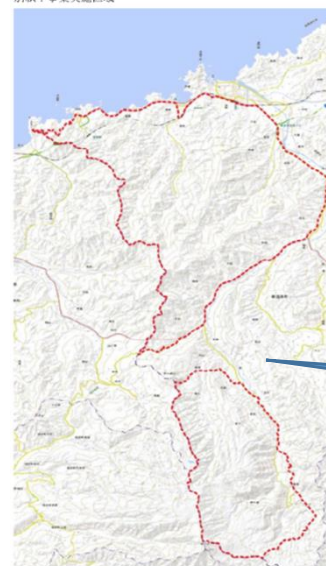


国有林：三川山奥、水山、本谷奥、銚子ヶ谷

国有林：四ヶノ仙、奥山、横行、坂ノ谷

上のおり国有林が含まれている。
（入林申請については、通常の入林許可申請で対応・・・県自然鳥獣調整課に確認。
今後は事前調整するよう連絡済み）

別紙：事業実施区域



広域捕獲事業
R5年度、兵庫県では鳥取県との県境で広域捕獲事業を実施。

